

郡山市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要領

平成21年 1 月19日制定
令和 7 年 3 月28日最終改正
[財務部契約検査課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により業務委託契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の10第 2 項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「業務委託契約」とは、郡山市競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和 6 年 9 月 6 日制定）第 7 条第 1 項の規定により定めた有資格業者名簿において、業務委託の登録区分に登録されている者と締結する契約をいう。

2 この要領において「最低制限価格」とは、施行令第167条の10第 2 項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、入札に当たって予定価格の制限の範囲内で落札の下限にあたる価格をいう。

(対象となる入札)

第 3 条 最低制限価格の設定の対象は、市が発注する業務委託契約に係る競争入札で、設計金額が 50 万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第 4 条 最低制限価格は、個々の契約内容を考慮して予定価格に契約権者が定める率（以下「設定率」という。）を乗じて得た額により設定するものとする。

2 前項の規定により予定価格に設定率を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第 5 条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格設定の周知)

第 6 条 契約権者は、第 4 条の規定により最低制限価格を設定したときは、当該入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格の設定に関する例外)

第 7 条 契約権者は、過去の執行実績等を検証し最低制限価格の設定が不要と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。